上杉文華館　目録
2025年12月23日（火）～2026年1月25日（日）
謙信・景勝に手紙を書く⑩～大名家の事情Ⅳ・蘆名氏

	資料名	員数	法量　(cm)	時代	作者	所蔵
複製	上杉本　洛中洛外図屏風	六曲一双	各160.4×365.2	原本　永禄8年（1565）	狩野永徳	上杉博物館
国宝	上杉家文書					上杉博物館
	葦名盛隆書状	一通	34.8×33.6	（天正12年・1584）4月28日		文804
国宝	上杉家文書					上杉博物館
	針生盛信書状	一通	18.1×55.7	（天正10年・1582ヵ）11月18日		文813
	『歴代古案』13					上杉博物館
	山内舜通書状写	一通	15.9×23.4	（永禄９年・1566）６月18日		
国宝	上杉家文書					上杉博物館
	平田常範書状	一通	31.6×34.1	（元亀元年・1570）8月20日		文596

2025年度の上杉文華館は「謙信・景勝に手紙を書く」と題して、国宝「上杉家文書」などを展示します。

戦国時代、書状は一定の規則に則って書かれました。このような規則を書札礼といい、差出人と受取人の関係が反映されていました。それをまとめた書札礼書も作られました。そこには差出者の社会的地位に応じた規範が示されています。その適用は厳密であり、ゆえに実際の書状の書き方から両者の関係を知ることもできます。東国の大名間では、差出は実名に花押、宛名は名字に殿の尊称という表記が、原則的に対等な関係を示していました。特別な内容や礼状などでは、宛名に「謹上」のような上所、差出の実名に官途や姓などを加えて厚礼とし、より丁寧な気持ちを表すこともありました。

永禄4年（1561）、謙信（長尾景虎）は上杉憲政から名跡と関東管領の地位を譲られ、上杉氏を名乗ったことはよく知られています。これによって謙信、景勝はその地位に応じた書状を受け取ることになりました。宛名には、「上杉殿」や「上杉弾正少弼殿」などの名字を冠したもの、「山内殿」や「越府」、「春日山」などの地名を記すもの、また本人ではなく、報告を求めて側近に宛てたものなどがみられます。これらは差出人の立場によって選ばれますが、その基準をみていくことで、謙信や景勝の地位、諸大名家の権力構造、東国社会の変容などがみえてくると思われます。2025年度はこの解明に取り組んでいきます。

第10回目は会津の蘆名氏をとりあげます。蘆名氏では立場に応じて、上杉謙信・景勝に宛てた書状の宛所表記に違いがありました。当主および元当主は「山内殿」もしくは「上杉殿」に脇付、一門は小路名である「春日山」に脇付、譜代家臣は謙信や景勝の重臣に宛てて伝達を求める披露状、従属する国衆（外様）は小路名「越府」を使用しました。

その違いは、関東における書札礼の影響を強く受けていることが指摘できます。また、大名（当主）との関係の相違、すなわち一門・譜代・国衆（外様）という立場と明確に対応した書札礼の区分は、蘆名氏の大名権力の特徴と考えられ、強力な当主権力のもとで形成されたと思われます。

「国宝上杉本洛中洛外図屏風」は、現状に基づいて制作した2000年制作の複製Bを展示します。